

平成30年7月9日  
四国電力株式会社

## 台風7号および前線等に伴う大雨により 被災されたお客さまに対する電気料金等の特別措置について

このたびの台風7号および前線等に伴う大雨により被災されたお客さまに対しまして、心からお見舞い申し上げます。

当社は、台風7号および前線等に伴う大雨により災害救助法が適用された高知県安芸市、香南市、宿毛市、土佐清水市、長岡郡本山町、幡多郡三原村、愛媛県今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町およびその隣接する市町村において、被害に遭われたお客さま等からお申し出があった場合には、電気料金等について特別措置を講じることとし、本日、経済産業大臣に申請し、同日認可を受けましたので、お知らせいたします。

特別措置の内容は、次のとおりです。

### 1. 対象地域

- (1) 平成30年7月5日に災害救助法が適用された愛媛県今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町およびその隣接市町村  
[隣接市町村]  
愛媛県  
松山市、東温市、西条市、伊予市、八幡浜市、上浮穴郡久万高原町、喜多郡内子町、南宇和郡愛南町  
高知県  
宿毛市、四万十市、高岡郡四万十町、高岡郡梶原町
- (2) 平成30年7月6日に災害救助法が適用された高知県香南市、安芸市、長岡郡本山町およびその隣接市町村  
[隣接市町村]  
高知県  
南国市、香美市、土佐郡土佐町、長岡郡大豊町、安芸郡芸西村、安芸郡安田町、安芸郡馬路村  
愛媛県  
四国中央市  
徳島県  
那賀郡那賀町
- (3) 平成30年7月7日に災害救助法が適用された高知県宿毛市およびその隣接市町村  
[隣接市町村]  
高知県  
四万十市、土佐清水市、幡多郡大月町、幡多郡三原村  
愛媛県  
宇和島市、南宇和郡愛南町

- (4) 平成30年7月8日に災害救助法が適用された高知県土佐清水市、幡多郡三原村およびその隣接市町村  
[隣接市町村]  
高知県  
宿毛市、四万十市、幡多郡大月町

## 2. 特別措置の内容

### **当社と電気需給契約があるお客さま**

(1) 電気料金の支払期日<sup>※1</sup>の延長

被災されたお客さまの平成30年6月分(支払期日が対象地域の災害救助法適用日<sup>※2</sup>以降となるものに限ります。)、7月分および8月分の電気料金の支払期日を各々1カ月延長いたします。

(2) 不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間、電気料金は申し受けません。

(3) 工事費負担金<sup>※3</sup>の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気をご使用されないうえに需給契約を廃止し、被災前と同じ契約内容で平成31年1月末日までに電気のご使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費<sup>※4</sup>の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに臨時電灯または臨時電力のご使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備に対する基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備が使用不能となった場合、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する基本料金は申し受けません。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

被災されたお客さまが、平成31年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、その初回の工事に要した費用は申し受けません。

(注) ※1 : 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 : 上記1の対象地域のうち、複数の日に災害救助法の適用または隣接市町村に該当する場合は、最初に該当した日を適用いたします。

※3・4 : 工事費負担金および臨時工事費とは、お客さまに電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、お客さまにご負担いただく費用をいいます。

### **新電力をはじめとした電力会社さま**

被災された電気の使用者を需要者とする供給地点について、以下のとおりといたします。

(1) 接続送電サービス料金等の料金算定日の延長

接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金の平成30年6月分(支払期日<sup>※1</sup>が対象地域の災害救助法適用日<sup>※2</sup>以降となるものに限ります。)、7月分および8月分の料金算定日を各々1カ月延長いたします。

(2) 不使用月の接続送電サービス料金等の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されない場合には、接続送電サービス料金、臨時接続送電サービス料金および予備送電サービス料金を被災日が属する料金計算月の次の料金計算月から6カ月間、申し受けません。

(3) 工事費負担金<sup>※3</sup>の免除

被災時から引き続き全く電気を使用されないで、当社との需給契約を廃止し、または契約者が接続供給を廃止し、その後新たに契約者<sup>※4</sup>が接続供給の申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われ、かつ、その申込みが被災時の当社との需給契約または接続供給の契約電力をこえないときは、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費<sup>※5</sup>の免除

臨時接続送電サービスの申込みを行った場合で、その申込みが平成31年1月末日までに行われたときは、臨時工事費は申し受けません。

(5) 使用不能設備に対する基本料金等の免除

電気の使用者の電気設備が使用不能となった場合、平成31年1月末日までの間は、その使用不能設備に相当する接続送電サービス料金および臨時接続送電サービス料金の基本料金ならびに予備送電サービス料金は申し受けません。

(6) 引込線、計量器等の取付位置変更時に申し受ける工事費の免除

引込線、計量器等および通信設備の取付位置の変更を申し込まれた場合で、その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは、その初回の工事に要した費用は申し受けません。

(注) ※1 : 支払期日とは、検針日の翌日から起算して30日目をいいます。

※2 : 上記1の対象地域のうち、複数の日に災害救助法の適用または隣接市町村に該当する場合は、最初に該当した日を適用いたします。

※3・5 : 工事費負担金および臨時工事費とは、電気を供給するために施設される設備にかかる工事費のうち、契約者にご負担いただく費用をいいます。

※4 : 新電力をはじめとした当社以外の電力会社等をいいます。

### 3. 特別措置のお申し込み方法

#### 当社と電気需給契約があるお客さま

対 象 地 域		当 社 事 業 場	
徳島県	那賀郡那賀町	阿南営業所	TEL. 0120-161-220
高知県	長岡郡本山町、長岡郡大豊町、土佐郡土佐町	高知支店	TEL. 0120-410-430
	安芸市、安芸郡安田町、安芸郡芸西村、安芸郡馬路村	安芸営業所	TEL. 0120-410-650
	香南市、南国市、香美市	山田営業所	TEL. 0120-410-782
	宿毛市、土佐清水市、四万十市、幡多郡三原村、幡多郡大月町、高岡郡四万十町	中村営業所	TEL. 0120-410-787
	高岡郡梶原町	須崎営業所	TEL. 0120-410-785
愛媛県	松山市、東温市	愛媛支店	TEL. 0120-410-452
	伊予市、上浮穴郡久万高原町	伊予営業所	TEL. 0120-410-142
	今治市	今治営業所	TEL. 0120-410-540
	宇和島市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、南宇和郡愛南町	宇和島営業所	TEL. 0120-410-582
	八幡浜市、西予市	八幡浜営業所	TEL. 0120-410-796
	大洲市、喜多郡内子町	大洲営業所	TEL. 0120-410-795
	西条市	西条営業所	TEL. 0120-102-960
	四国中央市	四国中央営業所	TEL. 0120-054-430

#### 新電力をはじめとした電力会社さま

よんでんネットワークコールセンター TEL. 0120-410-805

〔対象地域において、当社以外の電力会社から電気の供給を受けているお客さまの電気料金に関するお問い合わせは、契約先の電力会社にお問い合わせいたします。〕

以 上